


所管部課	都市建設部 下水道課	部長	鈴木 菜穂美			
件名	下水道事業における地方公営企業法の適用について					
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>平成27年1月27日付け総務省通知に基づき、下水道事業は、平成31年度までに地方公営企業法を適用（以下「法適用」という。）し、従来の官庁会計から公営企業会計へ移行するよう要請がある。</p> <p>令和2年4月1日から法適用するに当たり、令和元年第4回市議会定例会に下水道事業設置の条例等を上程する予定であることから、法適用に係る概要について、令和元年9月24日に開催される東大和市議会議員全員協議会に議題として提案し、別添資料により説明するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 背景と当市における現状等 ② 法適用の概要 ③ 法適用による変更点 ④ 公営企業会計の特徴 ⑤ 今後の予定 <p>(2) 影響及び効果</p> <p>下水道事業における法適用について、市議会議員に理解を深めてもらうことができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成26年6月 国が骨太方針で公営企業会計の適用を促進する旨明記</p> <p>平成27年1月 総務大臣通知等により集中取組期間内に公営企業会計への移行が要請された</p> <p>平成29年10月 東大和市下水道事業地方公営企業法適用基本方針の策定</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、全員協議会への議題資料として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。